

町営住宅入居者募集のお知らせ

1. 募集対象住宅 三丁目東町営住宅：2戸
2. 募集受付期間 平成30年7月13日(金)～7月27日(金)
3. 受付場所 池田町役場 建設水道課 建設管理係（電話での受付不可）
4. 受付時間 平日の午前8時30分～午後5時15分（土日祝日等の閉庁日不可）

5. 入居申し込みのできる方

次の条件をすべて満たしている方

- (1) 町内に居住し、又は入居後町民となる者であること。
- (2) 現に同居し、または同居しようとする親族があること。（単身でも入居できる場合があります。）
- (3) 公営住宅法上の収入が一定の制限所得以下であること。（別表参照）
- (4) 現に住宅に困窮していること。（持家がない等）
- (5) 暴力団員ではないこと。（申込者・同居者が暴力団員ではないことを警察機関で照会します）

6. 募集住宅の内容

所在地	住宅名	建設年度	構造	形式	家賃	戸数	住宅番号
池田町大字池田2015番地8	三丁目東	平成2年	耐二	3DKY	24,900円～ 51,900円	1	B-4号
池田町大字池田2015番地8	三丁目東	平成4年	耐二	3DKY	25,100円～ 52,800円	1	E-2号

注）家賃は収入に応じて算定します。（第1～第6階層）

構造：簡平は簡易耐火構造平屋建て・耐二は耐火構造二階建て

形式：数字＝室数、K＝台所、Y＝浴室（給湯設備、浴槽付）、B＝浴室のみ（給湯設備、浴槽なし）、DK＝台所兼食事室

※犬猫などペットの飼育は禁止です。（盲導犬等を除く。）

※豊町町営住宅以外の団地での駐車については、入居者の中で調整が必要となります。

7. 入居指定日 平成30年8月1日(水)
8. 敷金 入居時家賃の3ヵ月分（退去時の状況により還付します。）
9. 入居者の決定

応募者多数の場合は抽選会を行い決定しますのでご出席ください。（代理者の出席も可能）

抽選会日時 平成30年7月30日(月) 午前9時30分～

抽選会場 池田町役場 中会議室

なお、当日都合がつかない方は、職員が代わって抽選をしますので事前にご連絡ください。

（連絡がなく抽選会に欠席された場合は、辞退したものとみなします。）

10. 入居説明会

日 時 平成30年 7月30日(月) 午前10時頃の予定 (抽選会終了後)
場 所 池田町役場 中会議室

11. 入居申込に必要な書類

- (1) 入居申込書
- (2) 所得等の証明書 (①もしくは②が必要となります。)
 - ①入居予定者で中学生以下を除く全員の「所得・課税・扶養証明書」
(平成29年分のもので、所得のない方も必要となります。)
 - ②上記証明が取得できない方は平成29年分の源泉徴収票または確定申告書の写し
- (3) 住民票 (入居予定者全員のもので、続柄は省略しない。)
- (4) 非暴力団関係者表明・確約書
- (5) その他の証明書等
 - ①給与証明書 平成30年1月以降転職、就職した場合 (事業主の証明)
 - ②仕事をやめる方 退職(見込み)証明書 (事業主の証明)
またはやめた方
 - ③戸籍謄本 入居予定者が現在別々に居住しており、住民票のみでは
親族関係等が確認できない場合
 - ④婚約している方 結婚証明書 (親等の証明)
 - ⑤寡婦(夫)世帯 寡婦(夫)証明
 - ⑥障がい者世帯 身体・精神・療育手帳等

12. 連帯保証人の要件

独立生計を営む者、入居者と同等以上の収入を有する者であることを満たす方としてください。
(町税、水道料金等を現在滞納していない者であること。)

《別 表》

給与所得者の総収入金額でみる場合 (特別控除対象者がいない場合)

※下記基準以上の収入がある方は、申し込みをされても入居することはできません。

区分	収入 基準	世帯数別年収及び所得上限(単位:円)					
		世帯人数	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
一般 階層	158,000	収入	2,967,999	3,511,999	4,003,999	4,471,999	4,947,999
	以下	【所得】	【1,896,000 以下】	【2,276,000 以下】	【2,656,000 以下】	【3,036,000 以下】	【3,416,000 以下】
裁量 階層	214,000	収入	3,887,999	4,363,999	4,775,999	5,311,999	5,787,999
	以下	【所得】	【2,568,000 以下】	【2,948,000 以下】	【3,328,000 以下】	【3,708,000 以下】	【4,088,000 以下】

※ 裁量階層世帯とは、以下に掲げる世帯であり、入居基準の額が一般階層よりも緩和されます。

- ①同居世帯に小学校就学前の子どもがいる世帯
- ②入居者が60歳以上の方で、同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満の世帯
- ③身体・精神・知的障がい者の方が同居する世帯

池田町役場 建設水道課建設管理係
電話62-3130 内線172